感染症対策！補助金を活用して ベンティエールを設置、空調設備も更新しませんか？

2次公募

〔公募期間〕
令和3年6月8日(火)～7月22日(木)17時必着

環境省　補助事業名：令和2年度3次補正予算（予算案：55億円の内数）

大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業

執 行 団 体：一般社団法人 静岡県環境資源協会（略称「SERA」）
対象事業者：中小企業者、個人事業主、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人・
一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人、
地方公共団体（都道府県、政令指定都市を除く）※大企業は対象外
補　助　率：**1/2（上限あり）**
対 象 設 備：全熱交換型の換気設備（必須）、高効率空調設備等
※照明設備は対象外（但しCO2削減量の算定においては削減効果の算入可）
対 象 経 費：設備費、工事費（撤去処分費等除く）
※空調の補助対象経費の上限は換気設備の補助対象経費と同額（それぞれ上限1,000万円）
なお、費用対効果による上限あり

高機能換気設備、高効率空調設備の導入に補助が受けられます。

高機能換気設備　［更新・新築・増設］　導入必須

全熱交換器ユニット ベンティエール

露出設置形　屋外床置形　天井吊形

天井埋込ダクト形

高効率空調設備　［改修（新築の場合は新設も含む）］

店舗・オフィス用　ビル用マルチ　GHP

※空調設備は、換気設備と同時に改修するものとし、**換気設備の換気範囲を含む室内に設置されるものに限る。**

・エグゼア及びGHP XAIR(ロゴ)は、東京ガス、大阪ガス、東邦ガスの登録商標です。

＜参考＞令和2年度1次補正事業での採択事例

【物件概要】　【企業区分】　【補助対象の部屋】
病院　個人事業主　不特定者使用の室５室、特定者利用の室2室

【省エネ改修の内容】
換気
〔改修前〕換気扇1台〔141㎥/h〕+自然換気359㎥ /h
〔改修後〕高効率全熱交換器3台〔580m3/h〕
空調
〔改修前〕ﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ2台+ﾙｰﾑｴｱｺﾝ4台〔36.4kW〕
〔改修後〕高効率ﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ6台〔40.0kW〕

事業費総額　**約620万円**
補助金（約2/3補助）
実質ご負担額　**約210万円**

※ 令和2年度3次補正事業の補助率は 1/2 となります。補助率及び申請要件等は1次補正事業とは異なります。

【発行】ダイキン工業株式会社　空調営業本部テクニカルエンジニアリング部

高機能換気設備導入のメリット

① 確実な換気により密閉空間の改善!!
② 省エネで光熱費カットしてお得!!

イメージ図

一般換気の場合　　高機能換気の場合

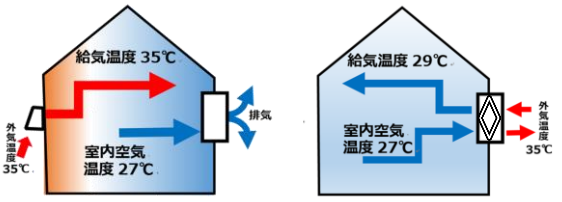

換気すると冷気も一緒に出てしまう

冷気は室内にとどめて空気だけ入れ替え

主たる申請要件

- 全熱交換型の高機能換気設備(ベンティエール等)を導入(更新・増設・新設)すること
- 対象室内の必要換気量（1人あたり毎時 30㎥）を満たすこと
- 導入前に比べて導入後の施設全体または室からのCO2排出量を3%以上削減できる事業であること
- 感染症対策の視点から、1人あたりの換気量が毎時 30㎥を超えていても、現況から換気量が減少または維持となる計画は対象外。
- 補助事業の実施期間は単年度。令和4年1月31日までに事業を完了すること
- 事業完了後1年間、当該補助事業によるCO2排出削減効果等について報告が必要

1 スケジュール

※遡及特例：令和3年3月16日以降に契約、発注した事業も対象(申請要件を満たすこと)

応募申請 令和3年7月22日まで → 採択結果 8月下旬 → 交付申請 → 交付決定 9月上旬 → 発注・工事 (交付決定日以降※)

→ 事業完了(検収日) 支払完了：令和4年1月31日まで → 完了実績報告書 検収後30日以内又は2月10日のいずれか早い日まで → 補助金の入金 → 事業報告※

※事業報告は1年間。CO2削減量等を報告（年度終了後30日以内に提出）

2 対象施設

本事業は、下表に示す**民間および地方公共団体 ※1 の業務用施設等**を対象とする。
なお、既存施設の導入・改修だけでなく、新築施設の設備の新設も可。

用途		具体例	対象外建物の例
事務所等		事務所等	都道府県、政令指定都市の施設、住宅、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐輪場、倉庫、運動場、卸売市場等
ホテル等		ホテル、旅館等	
病院等		病院、老人ホーム、福祉施設、デイサービス等	
物販店等		百貨店、マーケット、理美容室等	
学校等※2		小学校、中学校、各種学校等	
飲食店等		飲食店、食堂、喫茶店等	
集会所等	図書館等	図書館、博物館等	
	体育館等	体育館、公会堂、集会場、フィットネスクラブ等	
	映画館等	映画館、カラオケボックス、ボウリング場等	

※1　地方公共団体とは、都道府県、政令指定都市以外の市町村です。
※2　学校等は、私立、都道府県立、政令指定都市立は対象としない。

【対象外の施設や室（例）】
・都道府県、政令指定都市の施設、住宅、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐輪場、倉庫、運動場、卸売市場等
・高い開放性を有し、換気の必要のない室

3 補助率

原則、補助対象経費の２分の１

全熱交換型の換気設備以外の空調設備の補助対象経費の上限額は、換気設備の補助対象経費と同額とし、それぞれ上限を 1,000 万円とする。

なお、CO2排出削減量の補助金額に対する費用対効果を求める算定式から算定した CO2 1 t あたりの削減コストが、70,000[円/ t -CO2]を超える場合は、
補助対象経費＝必要経費×70,000[円/ t -CO2]÷CO2 削減コスト[円/ t -CO2]※とする。

※CO2排出削減量の補助金額に対する費用対効果を求める算定式
　CO2 削減コスト[円/ t -CO2]＝補助金額[円]÷エネルギー起源二酸化炭素の排出削減量[t-CO2]
（エネルギー起源二酸化炭素の排出削減量[t-CO2/年] ×耐用年数[年] ）

4 補助対象設備及び要件

①全熱交換型の換気設備の導入は必須とし、設備導入に当たっては、必要換気量（一人あたり毎時 30㎥）を確保すること。
②補助対象とする空調設備は、全熱交換型の換気設備と同時に改修するものとし、全熱交換型の換気設備の換気範囲を含む室内に設置されるものに限る。
③全熱交換型の換気設備の導入に当たっては、設備導入前に比べて、設備導入後の施設全体または室からのCO2排出量が３％以上の削減が見込めること。
④空調・照明の改修を同時に行う際は、全熱交換型の換気設備も含めて施設全体または対象の室でCO2排出量の削減効果を算出すること。ただし照明は補助対象外とする。
（新設の場合は、本事業で導入する全熱交換型の換気設備と全熱交換型でない換気設備との比較）
⑤導入設備は、原則として更新前の設備よりもエネルギー消費効率が高いものを選択すること（換気設備は除く）。
⑥設備等のうち補助対象となるものについては、JIS 等の公的規格や業界自主規格等への適合確認を示すことができるものを導入すること。

設備等の種類		
高機能換気設備（導入必須）		全熱交換器 （導入に当たっては、必要換気量１人当たり毎時 30 ㎥以上を確保すること） ・熱交換率 40%以上 ・非熱交換型換気扇やインバータ制御される送風機等は補助対象外
空調設備 （任意）	・パッケージエアコン ・ビル用マルチエアコン ・ガスヒートポンプ式 エアコン（GHP） 等	高効率機器に限る（PAC 等トップランナー基準の対象設備はその基準値以上であること。GHP はグリーン購入法の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で示すガスエンジンヒートポンプ式空気調和機のAPFp値以上であること） 付帯設備・機器は、空調設備の設置と一体不可分なものに限る
	ルームエアコン	国立研究開発法人建築研究所が示す冷房効率区分（い）を満たす機種に限る。
電気設備 （任意）	分電盤・動力盤等	補助対象となる省エネ機器の設置に伴い必要と認められる場合に限る （補助対象外となる負荷設備にも使用されるものは負荷容量等で対象と対象外を按分し、その計算方法を示すこと）
測定機器 （任意）	電力計等	補助事業にて導入した設備の電気使用量の把握に資するものに限る
工事費		補助事業設備の設置と一体不可分な工事に限る

【補助対象とならない主な経費（例）】
・空気清浄機、加湿器、次亜塩素酸噴霧器、エアカーテン、紫外線照明等
・照明
・補助対象と補助対象外のものをつなぐ配線・配管等は補助対象外、もしくは按分処理を行う（SERA に確認のこと）
・CO2濃度センサー（換気設備搭載型は除く）
・既存機器等の撤去・移設・処分費、冷媒ガス処理費等

5 補助事業期間

補助事業の実施期間は**単年度**とする。
交付決定日以降に事業を開始し、令和4年1月31日までに事業を完了すること。
補助金の対象となる経費の発注・契約・支出等は、交付決定日以降から可能となります。
ただし、今回の公募においては、特例として、令和3年3月16日以降に契約・発注し、発生した経費を遡って、
補助対象経費として認める。 （経費の支出は事業実施期間中に完了している必要があります）

6 選定方法・審査基準案

審査基準は、今後開催される審査委員会において決定される。
参考として審査基準案を掲示する。

審査基準案	内 容
ア.本補助事業の目的に照らした内容の妥当性	事業の内容が本事業の趣旨に照らして妥当か採点する 補助対象経費全体に対する換気設備の経費割合にて採点する
イ.換気量が適正であること	事業によって確保される換気量により採点する
ウ.CO2排出削減量が大きいこと	事業によるCO2排出削減量の大きさにより採点する
エ.CO2排出削減手法として費用対効果が高いこと	事業による費用対効果（円/t-CO2）により採点する
オ.事業の実施体制の妥当性	実施体制について採点する
カ.資金計画の妥当性	資金計画の妥当性について採点する
キ.財務的基盤	財務的基盤等について採点する

【加点対象】
・CO2濃度センサー搭載型の換気設備の導入をする場合は、審査時に加点とする。
・換気設備と同時に自主的に CO2濃度センサーを購入し、適正な換気を図ることとした場合も加点とする。
（ただし、CO2濃度センサーは補助対象外）

7 応募申請時の主な必要書類について

①応募申請書 ②実施計画書 ③エネルギー供給会社 (電力会社、ガス会社等)発行の証明書又は請求書
④省エネ計算シートまたは、独自計算シート（計算の考え方が分かる資料添付） ⑤ランニグコスト計算書
⑥工程表 ⑦経費内訳 ⑧参考見積書 ⑨経理状況説明書（2カ年分） ⑩ 交付要件等確認書
⑪設備設置承諾書 ⑫入居者一覧（テナントビルのオーナーが申請する場合）
⑬更新前後の設備状況がわかる書類（システム図、配置図、仕様書、機器表、等）
⑭リース関係、ＥＳＣＯ関係書類 ⑮建設業許可の写し（遡及の場合500万円以上の契約には、工事業者の建設業許可証の写し）⑯法人登記簿謄本 ⑰不動産登記簿謄本 ⑱遡及の申請の場合の同意書
⑲応募申請時提出書類一覧表（チェック用）
※詳しくは執行団体ホームページ記載の交付申請書「応募申請時提出書類一覧表」をご確認ください。

8 問合せ先及び提出先

【問合わせ先】
一般社団法人 静岡県環境資源協会 高機能換気設備事業コールセンター
TEL：054-903-8318 （※令和3年6月8日から7月21日 電話受付開始：9時～17時）
メールアドレス：center@siz-kankyou.or.jp （問合せ用）

【応募書類の提出方法と提出先】
応募書類の電子データを E-mail アドレスあてに、電子メールにより提出する。
（1メールあたりで受信できる容量は 10MB を目安としてください）。
＜提出先＞
一般社団法人静岡県環境資源協会
申請先 メールアドレス kanki@siz-kankyou.or.jp （申請専用）

※ 申請にあたっては、執行団体のホームページ上に掲載されている公募要領を必ずご確認ください。

【発行】ダイキン工業株式会社 空調営業本部テクニカルエンジニアリング部